裏面

原子力損害賠償支援機構法抜粋

第65条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とすること。

○内閣府
文部科学省
経済産業省令第一号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）及び原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人
文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　海江田万里

原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（経理原則）

第二条　機構は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定の設定）

第三条　機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、また、必要に応じ、計算の過程を明らかにするための勘定を設けて経理するものとする。

2　前項の規定による経理を行うに当たっては、特別負担金額の収納額、特別資金援助の実施の状況その他特別資金援助に関する経理を明確にするために必要な計数を示さなければならない。

（予算の内容）

第四条　機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第五条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第九条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第十条第二項の規定による経費の指定

三　前二号に掲げる事項のほか、予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第六条　収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分する。

（予算の添付書類）

第七条　機構は、法第五十七条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

2　機構は、法第五十七条第一項後段の規定による予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書面に、前項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（予備費）

第八条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

（債務を負担する行為）

第九条　機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

（予算の流用等）

第十条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第六条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（資金計画）

第十一条　法第五十七条第一項の資金計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

2　機構は、法第五十七条第一項後段の規定により資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（財務諸表）

第十二条　法第五十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び原子力事業者ごとの負担金に関する書類とする。

（附属明細書）

第十三条　法第五十八条第一項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に対する出資に関する事項

イ　出資者及び出資額の明細（出資者ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ロ　法令上の根拠

ハ　政府の出資に係る国の会計区分

二　主な資産及び負債の明細に関する事項

イ　長期借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ロ　機構債の明細（銘柄（政府保証債を発行している場合にはその旨）及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ハ　引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ニ　機構が行った出資額の明細

ホ　現金及び預金、未収収益その他の主な資産及び負債の明細

三　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細